平成２１年（フ）第１３３号
兵庫県養父市大塚205番地７、前住所兵庫県養父市口米地45番地１
債務者　田畑　　亘
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
兵庫県養父市八鹿町八鹿715番地
債務者　藤本　武司
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
兵庫県朝来市山東町大月785番地メゾン松月106号
債務者　石田　智之
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目43番地、住民票上の住所鳥取県鳥取市賀露町南１丁目２番14号
債務者　小谷　裕吉
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３４号
鳥取県鳥取市河原町中井96番地４
債務者　田中　鶴枝
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４４号
鳥取県米子市彦名町7647番地２県住46―２―42
債務者　千葉ゆかり
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５７号
鳥取県西伯郡伯耆町清原1017番地３
債務者　岩尾　育子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７１号
鳥取県米子市上福原６丁目10番32号
債務者　國谷　友則
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２０６号
福岡県飯塚市忠隈322番地４　エルグラン忠隈７号、前住所福岡県飯塚市北古賀971番地70
債務者　塚本　康雅
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２０７号
福岡県飯塚市忠隈322番地４　エルグラン忠隈７号、前住所福岡県飯塚市北古賀971番地70
債務者　塚本　理恵
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２０８号
福岡県飯塚市鯰田1526番地61　柳谷アパート101、住民票上の住所福岡県飯塚市目尾1161番地　市営目尾第２住宅44棟445号
債務者　椿　　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８８７号
鹿児島県鹿児島市天保山町７番２号ＪオートビルⅡ302号
債務者　杉山小百合
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８８号
鹿児島県鹿児島市和田町110番地
債務者　是枝真寿美
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
鹿児島県鹿児島市松陽台町41番地県営松陽台団地31棟101号
債務者　上之薗晴子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
兵庫県明石市大久保町大窪2489　県住４棟202
債務者　髙橋　玲子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
兵庫県明石市魚住町西岡251―７
債務者　穴見　道明
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
兵庫県明石市魚住町西岡251―７
債務者　穴見すみ子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係